

# 基準緩和認定制度について

---

国土交通省自動車局技術政策課  
平成27年4月



国土交通省

# 保安基準の緩和について

## 道路運送車両の保安基準(国土交通省令) 第55条 抜粋

第55条 地方運輸局長が、その構造により若しくはその使用の態様が特殊であることにより保安上及び公害防止上支障がないと認定した自動車については、本章の規定及びこれに基づく告示であつて当該自動車について適用しなくとも保安上及び公害防止上支障がないものとして国土交通大臣が告示で定めるもののうち、地方運輸局長が当該自動車ごとに指定したものは、適用しない。

2 前項の認定は、条件若しくは期限若しくは公害防止上の制限を付して行うことは認定に係る自動車の運行のため必要な保安上若しくは公害防止上の制限を付して行うことができる。

3 第1項の認定は、  
提出しなければならない  
「保安基準第55条第1項、第56条第1項及び第57条第1項に規定する国土交通大臣が告示」を指してます。

載した申請書を地方運輸局長に

- (1) 氏名又は登録番号
- (2) 車名及び型式
- (3) 種別及び用途
- (4) 車体の形状
- (5) 車台番号
- (6) 使用の本拠の位置
- (7) 構造又は使用の態様の特殊性
- (8) 認定により適用を除外する規定
- (9) 認定を必要とする理由

# 保安基準の緩和について

道路運送車両の保安基準(国土交通省令) 第55条 抜粋(前ページからの続き)

4 前項の申請書には、同項第8号に掲げる規定を適用しない場合においても保安上及び公害防止上支障がないことを証する書面を添付しなければならない。

5 地方運輸局長は、第3項の申請者に対し、前2項に規定するもののほか、第3項第9号の事項として同項の申請書に記載した輸送の必要性を示す書面その他必要な書面の提出を求めることができる。

6 地方運輸局長は、次の各号の一に該当する場合には、第1項の認定を取り消すことができる。

- (1) 認定の取消しを求める申請があつたとき。
- (2) 第1項の規定により地方運輸局長が適用を除外する規定として指定した規定を適用しないことにより保安上又は公害防止上支障を生じるおそれがあるとき又は支障を生じたとき。
- (3) 第2項の規定による条件又は制限に違反したとき。

7 地方運輸局長は、第1項の認定の申請に係る自動車が第3項の申請書に記載された同項第7号の使用の態様以外の態様により使用されるおそれ又は第2項の規定により付そうとする条件又は制限に違反して使用されるおそれがあると疑うに足りる相当な理由があるときは、第1項の認定をしないものとする。

# 基準緩和告示の概要について

保安基準第55条第1項、第56条第1項及び第57条第1項に規定する国土交通大臣が告示で定めるものを定める告示第1条第1項の各号に保安基準緩和できる要件と条項を明記。

## 自動車の要件を規定せず、緩和できる保安基準等の条項を規定

- (1) 保安基準の条項を緩和できるもの
- (2) 細目告示の条項を緩和できるもの

重量物や長大物品などを運搬する自動車はここで対象となっている。

## 特定の要件を満たす自動車が緩和できる保安基準等の条項を規定

- (3) 路線を定めて定期的に運行する自動車
- (4) 大型特殊自動車及び小型特殊自動車
- (5) 規定する要件を満たす軽自動車
- (6) 最高速度20キロメートル毎時未満の自動車(前号の自動車を除く。)

## 保安基準すべての条項を緩和できるもの

- (7) 災害応急対策又は災害復旧の用に供する自動車

# 基準緩和認定制度の経緯について

1. 従来、基準緩和認定については、地方運輸局毎に認定要領を定め、特殊な構造・装置を有する自動車について、特例として、保安上の制限を付したうえで、基準の適用を除外(基準緩和)する認定を行っていた。

しかし、平成8年～平成9年にかけて、相次ぎ、基準緩和の認定を受けた大型トレーラが認定の制限に違反して運行し、死亡事故を惹き起こした。
2. このようなことから、認定を受けた大型トレーラ等が適切に使用されるように、
  - (1)認定審査の厳正化
  - (2)認定の期限の付与
  - (3)認定の取消し等の行政処分という対策を講ずることとし、平成9年8月11日に道路運送車両の保安基準(昭和26年運輸省令第67号)を改正するとともに、基準緩和認定要領についても本省通達に基づき全国統一した内容として各運輸局で定め、平成9年10月1日から実施している。
3. その後、これまで20回以上の改正を加えながら現在に至っている。

条項	見出し
第 1	適用
第 2	用語
第 3	基準緩和の認定を申請することができる自動車
第 4	申請者等
第 5	申請書及び添付資料
第 6	審査
第 7	条件、期限及び制限の付与
第 8	基準緩和の認定等
第 9	継続緩和の認定
第 10	基準緩和の認定一括処理の特例

条項	見出し
第 11	分割可能な貨物を輸送するセミトレーラの審査の特例
第 12	長尺貨物を輸送するバン型等セミトレーラの審査の特例
第 13	国際海上コンテナを輸送するセミトレーラの審査及び表示の特例
第 14	重量緩和セミトレーラの特例
第 15	自動車製作者等の試験自動車の特例
第 16	臨時運行の許可を受けて運行する自動車の特例
第 17	道路を横断する場合に限って運行する分割可能な貨物を輸送する自動車の特例
第 18	トレーラ・ハウスの特例
第 19	災害応急対策又は災害復旧の用に供する自動車の特例
第 20	行政処分等

項目	基準緩和の認定を申請することができる自動車
(1)	単体物品を輸送するセミトレーラ
(2)	バン型等セミトレーラであって、道路管理者及び都道府県公安委員会から通行が許可されることが見込まれるもの。
(3)	長尺貨物を輸送するセミトレーラ保安基準第2条（長さ）、同第4条の2（軸重等）及び同第6条（最小回転半径）に定める基準を超えて輸送するバン型セミトレーラ（長さの基準を超える長尺貨物を輸送するスタンション型又は船底型に限る。）
(4)	(1)～(3)のセミトレーラをけん引するトラクタであって、道路管理者及び都道府県公安委員会から通行が許可されることが見込まれるもの
(5)	最大限に積載した国際海上コンテナを保安基準第4条（車両総重量）に定める基準を超えて積載し、かつ、輸送することができる構造を有するセミトレーラ
(6)	最高速度が100キロメートル毎時以下である大型貨物自動車であって高速自動車国道等を運行しないもの（平成15年8月31日までに製作されたものに限る。）
(7)	離島（高速自動車国道等を有する島及び架橋等により高速自動車国道等との道路交通が確保されている島を除く。）に使用の本拠の位置を有する大型貨物自動車（平成15年8月31日までに製作されたものに限る。）
(8)	起点及び終点以外の場所において乗降する乗客がきわめて少ない路線を定期に運行する旅客自動車運送事業用自動車その他使用的な態様が特殊である自動車
(9)	路線を定めて定期的に運行する連節バスであって、長さが18メートル以下のもの
(10)	路線を定めて定期的に運行する旅客自動車運送事業用自動車であって、長さが15メートル以下であり、かつ、後車軸（駆動輪を除く。）に操舵機構が備わっているもの
(11)	路線を定めて定期的に運行する旅客自動車運送事業用自動車であって、高速道路等（道路交通法（昭和35年法律第105号）第22条第1項の規定により当該道路において定められている自動車の最高速度が60キロメートル毎時を超える道路をいう。）又は高速自動車国道等（最高速度の指定が80キロメートル毎時未満であるものを含む。）を運行する距離又は時間が路線全体の2分の1以下で、かつ、当該道路を60キロメートル毎時以下で運行する自動車
(12)	特殊自動車、クレーン車又はクレーン用台車であって、その使用目的に応じた作業を行うための特殊な構造を有する自動車
(13)	緊急車両又は保安用車両に備えるものとして青色、その他の車両に備えるものとして黄色の点滅する灯火を備え付けなければならないことを飛行場の設置者等が証する書面を有する自動車であって、当該点滅する灯火を飛行場の制限区域内でのみ使用する自動車

項目	基準緩和の認定を申請することができる自動車
(14)	道路法第47条の2第1項の規定により道路管理者が通行条件として付した第3第1号の自動車（幅が3メートル以上のトレーラ又は連結時全長が16.5メートルを超えるものに限る。）の前後を誘導するための自動車であって、誘導中のみに使用する緑色の点滅する灯火を1個（複数の照明部を有し、構造上一体となっているものを含む。）備えるもの（但し、二輪自動車及び側車付二輪自動車は除く。）
(15)	幅が3メートル以上のトレーラ又は連結時全長が16.5メートルを超えるトレーラをけん引するトラクタであって、当該トレーラをけん引する場合のみに使用する緑色の点滅する灯火（車体の上部の見やすい位置に2個（発光部の数）以下とする。）を備えるもの
(16)	道路以外の場所でのみ使用するものとして、ABSを作動不能とするための手動装置を備えた自動車であって、運転者席において当該装置の作動状態を確認できる装置を備え、かつ、当該装置を道路以外の場所でのみ使用する旨の表示（コーチョンラベルの貼付など）がなされているもの
(17)	国際航海船舶及び国際港湾施設の保安の確保等に関する法律（平成16年法律第31号）第2条第3項に定める国際埠頭施設であって、同法第32条及び第33条に定める埠頭保安規程等を定めている施設を保安巡視するため、青色の点滅する灯火を備える必要があり、同法第29条に基づき、当該施設の保安管理者が設定し及び管理する制限区域の周囲のみで当該灯火を使用することを地方整備局、北海道開発局又は沖縄総合事務局の事務所又は事業所（港湾関係に限る。以下「港湾事務所等」という。）の長が認めた港湾事務所等が所有する自動車
(18)	道路を横断する場合に限り運行するものであって、保安基準第2条（長さ）、同第4条（車両総重量）、同第4条及び第4条の2（軸重等）又は同第6条（最小回転半径）に定める基準を超えて積載し、かつ、輸送することができる構造を有する自動車（けん引自動車を除く。）であって、長さ（被けん引自動車にあっては連結時全長）が21.5メートル以下のもの。
(19)	外装基準の適用を受ける日本の伝統的な装飾を施した靈柩自動車（宮型靈柩自動車）であって貨物自動車運送事業用自動車として登録されるもの
(20)	トレーラ・ハウスのうち、当該自動車が有する施設・工作物が分割困難な構造であり、かつ、当該自動車を特定地に定置して使用するとともに、そのための運行が一時的な片道限りのもの
(21)	災害応急対策又は災害復旧の用に供する自動車
(22)	保安基準第22条の5（年少者用補助乗車装置等）により、年少者用補助乗車装置取付具を備えなければならないものであって、最高速度が20キロメートル未満の自動車
(23)	前各号に掲げるほか、構造又は使用の態様が特殊であることにより、基準の適用を除外せざるを得ないと認められる事由があると判断される自動車

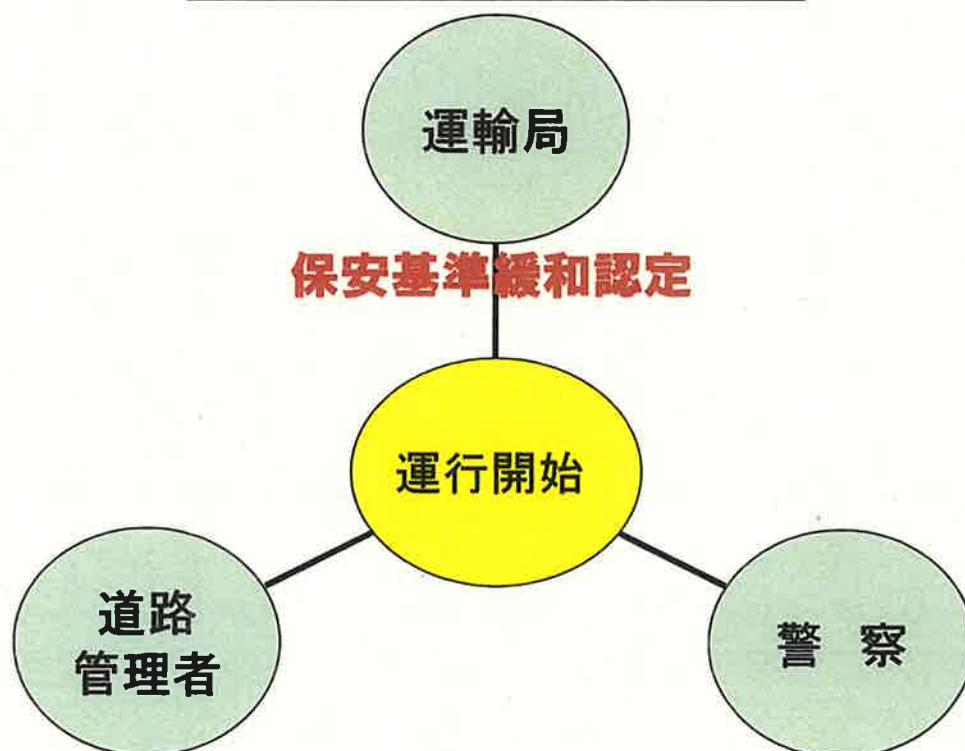
# 基準緩和認定制度における手続き①

基準緩和車両の運行には、以下が必要。

- ・ 地方運輸局における「保安基準緩和認定」
- ・ 道路管理者における「特殊車両通行許可」
- ・ 警察庁における「制限外積載許可」(物品をはみ出して積載するなど道交法施行令第22条で定める制限を超える貨物を積載する場合に必要)

また、基準緩和申請から認定までの期間は、1ヶ月程度となっています。

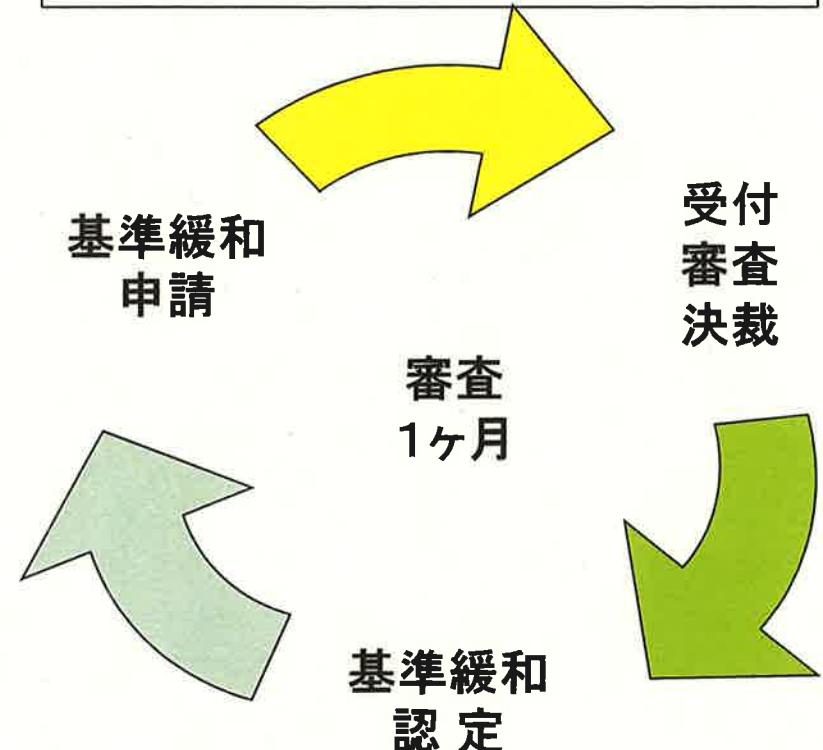
## 特殊車両の運行手続



特殊車両通行許可

制限外積載許可(必要な場合)

## 基準緩和の申請から認定まで



# 基準緩和認定制度における手続き②

